

大磯町補助金等交付規則

昭和 33 年 10 月 8 日
大磯町規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めがあるもののほか、町が交付する補助金等の交付申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、これらに係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 町が国及び県以外のものに対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいい、別表第 1 に定める対象区分のとおりとする。
- (2) 補助事業等 別表第 2 に定める交付基準に基づき、補助金等の交付対象として町長が認めた事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) 工事の施工にあつては実施計画書
- (6) その他町長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (2) 補助事業等の効果
- (3) 町長は第 1 項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類を省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第 4 条 町長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により速やかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項につき修正を加え、又はその目的を達成するため必要な条件を附して、補助金等の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第 5 条 町長は、補助金等の交付を決定したときは速やかにその決定の内容及びこ

れに条件を付したときはその条件を、申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第6条 町長は、補助金等の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業等のうち経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者等は、法令その他の規定の定め、並びに補助金等の交付の内容及びこれに付した条件、法令等に基づく町長の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途への使用をしてはならない。

(補助事業等の遂行等の指示)

第8条 町長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を町長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第10条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者等が補助金等の交付を受けようとするときは、町長に交付の請求をしなければならない。

(交付の特例)

第12条 町長は、特に必要があると認めたときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による概算払又は前金払による交付の場合について準用する。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用しその他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第14条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる

ものとする。

- 3 町長は、前2項の返還に係る補助金等でやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者等は、補助事業等により、取得し又は効用の増加した次に掲げる財産を町長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反し譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、町長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

(1) 不動産

(2) 前号に掲げる従物

(3) 機械及び重要な器具で町長が定めるもの

(4) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めたもの

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補助金等対象区分

<p>1 補助金</p> <p>特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業若しくは研究を育成、助長するために交付するもの。</p>	
<p>(1)公募型補助金</p> <p>町民又は町内団体等が行う事業等のうち、町長が公募によることが妥当であると認める以下に掲げた事業に対する補助金</p>	
①安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活等
②福祉対策事業	子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉等
③健康づくり事業	保健、医療等
④交流対策事業	コミュニティ活動、市民活動、情報化等
⑤自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化等
⑥次世代育成事業	青少年健全育成、学校教育、幼児教育等
⑦生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画等
⑧文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション等
⑨まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通等
⑩地域活性化事業	産業振興、観光振興等
<p>(2)一般補助金</p> <p>町民又は町内団体等が行う事業等のうち、町長が公募によることが妥当ではないと認める以下に掲げた事業に対する補助金</p>	
①生活支援事業	地域固有の事情、心身の障害等、その他特別な要因により町民生活において著しく費用負担が大きいと認められるものに対し、その費用負担を軽減する目的で交付する補助金
②利子補給事業	利子補給金又は利子の負担軽減を目的として交付する補助金
③その他	国県又は町の政策上、実施をすることが必要と判断される事業のうち、公募によることが妥当ではないと認められる補助金
<p>2 交付金</p> <p>法令又は条例、規則等により、本来は町が行うべき事務又は事業を行う者に対し、報償として一方的に支出するもの</p>	

別表第2(第2条関係)

補助金等交付基準

区分	項目	内 容	
1 補 助 金	(1) 基 本 的 事 項 等	① 公益性 / 公平性	①町行政の範囲内と認められ、公益上必要性が高く、その効果が広く町民に及び、特定の個人や団体のみの利益に供することがないもの
		② 社会的需 要度	①総合計画等により町の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの ②補助金交付による事業効果が認められること。
		③公正性	①当該団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。帳簿類が整備され、会計監査が正しく行われていること。公共の福祉に反する活動等のおそれがないこと。 ②当該事業内容が団体等の設置趣旨と合致していること。 ③事業目的、計画、実施体制が明確化されていること。
	(2) 対 象 経 費 ・ 補 助 率 等	①補助対象 から除外す る経費	①団体等の運営経費で、設立後3年を経過しているもの ②以下に係る経費 ・飲食費 ・交際費 ・慶弔費 ・懇親を主な目的とする経費 ・県外への研修経費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・積立金 ・備品購入費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・その他、公費により補助すべき範囲を超えていると認められるもの
		②補助率、 補助単価	①補助金の補助率は、原則として対象経費の1/2以内とする。 ②上記にかかわらず、当該事業の公益性が極めて高く、町長が特に必要と認める場合や、法令又は国県制度によるものはこの限りではない。また、具体的な補助額は町の財政状況を勘案し、年度毎に予算の範囲内で定める。
	(3) 補助期間	①町単独補助事業は3年以内を原則とする。 ②法令や国県制度に基づくものは、制度の終了に伴い終了する。	
2 交 付 金	(1) 交付対象	法令又は条例、規則等により、町が本来行うべき事務又は事業と認められ、かつ、表中「1 補助金 (1)基本的事項等」の各内容に準ずるもの	
	(2) 交付額	町の財政状況を勘案し、年度毎に予算の範囲内で定める。	
	(3) 交付期間	社会情勢、行政需要等の変化を勘案し、年度毎に交付対象事務又は事業の見直しを行う。	